

鳴門市保険料納付コールセンター業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

【日程】

参加表明書等提出期間	令和5年	9月12日（火）～	9月22日（金）午後5時
質問受付期間	令和5年	9月12日（火）～	9月20日（水）正午
質問への最終回答日	令和5年	9月21日（木）	
提案資格確認結果の通知	令和5年	9月26日（火）まで	
提案書等の提出期間	令和5年	9月29日（金）～	10月16日（月）午後5時
提案書等の審査及び評価	令和5年	10月下旬（予定）	
審査結果通知	令和5年	11月上旬（予定）	

1 業務の説明

(1) 業務名

鳴門市保険料納付コールセンター業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務目的

保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料をいう。）の収納率向上及び累積滞納を未然に防止するため、電話による自主納付の呼びかけを行うことにより、保険料徴収業務の推進を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

鳴門市保険料納付コールセンター業務仕様書のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 見積上限額

7,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は、契約予定価格を示すものではない。

(6) 業務担当

担当課 鳴門市健康福祉部保険課

担当者 金森

住 所 772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170番地（市役所保険棟1階）

連絡先 電話 088-684-1136

FAX 088-684-1321

メール hoken@city.naruto.i-tokushima.jp

2 プロポーザルへの参加

(1) 参加資格

本プロポーザルへ参加できる者は、次の要件をすべて満たすものとする。

① 次のア又はイに該当する者

ア 鳴門市物品等一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約参加資格者名簿に登録されている者

イ 上記アに該当しない者で「別紙①」に示す物品の購入等に係る一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者

- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく再生手続開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続中である者でないこと。
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は申し立てがなされた者及びこれらの手続中である者でないこと。
- ⑤ 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号にきていする暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であること、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑦ 鳴門市若しくは関係市区町村における市町村民税及び固定資産税に滞納がないこと。
- ⑧ 国又は地方公共団体において、本業務と類似の業務委託契約実績を有していること。
- ⑨ 本業務の実施にあたり、本市との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できること。
- ⑩ 事業所としてプライバシーマーク・I SMS等の個人情報保護に関する事業者認定制度を取得していること。

(2) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加表明者」という。）は、提出期間に参加表明書等を提出すること。

なお、参加表明書等を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式2）を提出すること。

① 提出期限

令和5年9月12日（火）から9月22日（金）午後5時まで

② 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達記録が残る方法に限る。）

③ 提出書類（各1部）

- ・プロポーザル参加表明書（様式1）
- ・本業務と同等以上の実績が確認できる国又は地方公共団体との業務委託契約書の写し
- ・別紙①に記載の書類（鳴門市物品等一般競争入札（指名競争入札）及び随意契約参加資格者名簿に登録されている者は不要）

④ 提出先

「1(6)業務担当」宛て

3 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

① 受付期間

令和5年9月12日（火）から9月20日（水）正午まで

② 提出方法

本プロポーザルに関する質問がある場合は、電子メールにより、質問文書（pdf形式によること）を添付し、「1（6）業務担当」宛てに提出すること。なお、送信後、電話にて着信したか確認すること。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、本市公式ウェブサイトにおいて随時公表し、令和5年9月21日（木）までにすべての質問に対する回答を公表する。なお、質問に対する回答をもって、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正をしたものとする。

4 参加資格の審査及び確認結果の通知

(1) 参加資格の確認

参加表明者について、参加に必要な資格を有するか審査を行うものとする。

なお、参加表明に係る提出書類について、本市から説明を求められた場合、参加表明者はこれに応じなければならない。

(2) 確認結果の通知

参加資格の確認結果については、令和5年9月26日（火）までに通知する。本通知により参加資格が認められなかった者は、本プロポーザルに参加することができない。なお、本通知が令和5年9月27日（水）正午時点においても届かない場合は、必ず「1（6）業務担当」に問い合わせること。

5 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和5年9月29日（金）から10月16日（月）午後5時まで

(2) 提出書類

- ① 提案書 10部（正本1部、副本9部）
- ② 会社概要調書（様式4） 10部
- ③ 業務実績及び配置予定従事者調書（様式5） 10部
- ④ 見積書（様式6）及び見積内訳書 10部（正本1部、副本9部）

見積内訳書は任意様式とし、次に掲げる事項を明記すること。

ア 開設準備の期間に係る費用と開設後の期間に係る費用を区別したうえで、各期間に係る人件費、事業費などの費用の内訳。

イ 「1（4）履行期間」を次のⅰからⅲまでの期間に区分し、各期間に係る人件費、事業費などの費用の内訳。

ⅰ 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ⅱ 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ⅲ 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 提案書の作成方法及び記載内容

提案書は「鳴門市保険料納付コールセンター業務に係る提案書（様式3）」を表紙とし、

提案書（任意様式）とまとめて綴じること。

① 作成方法

ア 提案書は、A 4 判サイズとし、縦横は任意とする。A 3 判サイズも可とするが、A 4 判サイズに折り込むこと。

イ ページ数は提案書表紙を除いて、20 ページ（片面刷り）以内とし、ページ番号を付しておくこと。なお、A 3 判サイズを折り込んだ場合は、2 ページと勘定する。

ウ 文字サイズは、10.5 ポイント以上を基本とする。

エ その他、文章、図表などを用いて、簡潔明瞭に記載すること。

② 記載内容

本業務の仕様書の内容を十分、踏まえた上で、概ね以下の内容を記載すること。

なお、本プロポーザルの審査やプレゼンテーション等は提出書類のみで行うこととするため、その旨に留意して作成すること。

ア 本業務の実施方針・コンセプト

イ 本業務の実施体制・運営方法

ウ 履行場所の環境（執務室・電話設備・情報機器端末など）

エ 個人情報保護対策、情報セキュリティの確保（データの授受方法を含む）

オ 大規模災害時や個人情報漏洩時などの危機管理体制

カ 業務目的達成のための具体的な提案及び本業務を行う場合の改善提案

キ その他、特にPR したい事項

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、提出期間内に必着とし、配達記録が残る方法に限る。）

(5) 提出先

「1(6)業務担当」宛て

6 提案書等の審査及び評価

(1) 実施日

令和5年10月下旬（予定）

(2) 審査委員会

鳴門市保険料納付コールセンター業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）

(3) 審査及び評価の対象

提出書類（「5(2)提出書類」をいう。以下同じ。）及びプレゼンテーション内容により、審査する。

なお、以下のとおり、プレゼンテーションの実施を予定しているが、新型コロナウイルス感染症対策の影響などにより、本市がプレゼンテーションを実施できないと判断した場合には、提出書類のみによる審査とする。

(4) プレゼンテーション

① 実施日

審査委員会開催の日と同日とする。

※詳細な日時及び場所等については、後日連絡する。

② 実施方法

ア プレゼンテーション及び質疑応答は、それぞれ30分以内とする。

イ プレゼンテーションに参加する参加表明者側の出席者は、仕様書に記載の「管理者」を含み、3名以内とする。

ウ プレゼンテーションは提出書類のみで行い、その他の資料の活用は認めない。

エ プレゼンテーション時におけるプロジェクター等の使用はできないこととする。

オ 参加表明者の事情により、プレゼンテーションに参加できない場合は、参加表明を辞退したものと見なす。

(5) 審査項目等

審査項目		審査基準	評価点 (配点)
大項目	小項目		
事業者の 信頼性	①事業実績等	事業者の経営実績、過去における同種・類似業務の実績が豊富で十分な成果が期待できること	10点
提案内容	②業務実施方針・コンセプト	本業務の目的を理解し、本業務を履行するにふさわしい実務方針・コンセプトであること	10点
	③業務実施体制及び運営方法	業務を継続的・的確に遂行できる体制が確保できていること 従事予定者の経験が十分であること 業務実施日時等が妥当であること	20点
	④履行場所の環境	準備する執務室や電話設備等により、効果的・効率的な業務遂行ができること	10点
	⑤個人情報保護対策及び情報セキュリティの確保	個人情報保護対策、情報セキュリティが確保されていること	10点
	⑥危機管理体制	大規模災害時や個人情報の漏洩時の対応等が適切であること	10点
	⑦提案内容の具体性・専門性・独自性	提案内容が具体的であり実現性が高いものであること 専門性や独自性が高く、業務実施に効果的な取り組みができること	20点
価格	⑧見積金額	最低見積金額の参加表明者を10点とする 他の参加表明者は、最低見積金額を当該見積金額で除して得た数に10を乗じた点数(小数点以下切り捨て)とする	10点
合 計			100点

(6) 評価水準（評価点数は、各標語の下欄に定める範囲内で1点単位とする。）

標語	優れている	やや優れている	平均的	やや劣る	劣る
配点10点の小項目(⑧を除く)	9～10点	7～8点	5～6点	3～4点	1～2点
配点20点の小項目	18～20点	13～17点	9～12点	5～8点	1～4点

(7) 受託候補者の選定方法

本プロポーザルの審査は、審査委員会において、前記(5)の審査基準に基づき、前記(6)の評価水準に従い評価点をつけることにより、行う。

審査項目の「事業者の信頼性」及び「提案内容」の大項目ごとの評価点が、それぞれ配点合計の6割以上となった者のうち、評価点の総合計点が最も高い者を受託候補者として決定する。

評価点の総合計点が最も高い者が2者以上いた場合は、一番高い評価点をつけた審査委員会委員の数が上位の者を、受託候補者として決定する。この方法によっても決定できない場合は、審査委員会委員長の決するところにより決定する。

また、参加表明者が1者であっても、プレゼンテーション及び審査を行い、審査項目の「事業者の信頼性」及び「提案内容」の大項目ごとの評価点が、それぞれ配点合計の6割以上となった者を、受託候補者として決定する。

なお、選定された受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかったとき、又は選定された受託候補者が「2(1)参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為が判明したときは、次順位に選定された参加表明者（次に掲げる条件を満たした者である場合に限る。）を受託候補者とする。

条件：審査項目の「事業者の信頼性」及び「提案内容」の大項目において、それぞれ6割以上の合計点である者

7 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、参加表明者全員に対し、11月上旬に速やかに通知する。
- (2) 審査結果は、後日、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。公表内容は、業務名、審査委員会による採否の決定日、参加表明者数、受託候補者の名称、住所及び代表者氏名、各提案者の評価項目ごとの評価点及び合計点とする。

8 契約の締結

(1) 契約内容

受託候補者の提案内容を踏まえ、受託候補者と協議し、仕様書等の調整を行い、確定する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

免除

(4) 委託料の支払方法

履行期間内の各年度（次の i から iii までの各年度）の実績に基づき、年度ごとに支払う。ただし、市と協議の上、年度途中での一部完了払いも可能とする。

- i 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- ii 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- iii 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

9 留意事項

- (1) 提案書等の作成等、本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加表明者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された提案書等は、契約に至った場合に使用するほか、業務受託者選定以外に使用しないものとし、鳴門市文書管理規則に従い責任を持って管理及び廃棄を行う。なお、鳴門市情報公開条例（平成 13 年鳴門市条例第 34 号）に基づく公文書開示請求などにより公開することがある。ただし、本プロポーザルに関わる者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、当該情報に該当するものがあると考える場合は、あらかじめ書面で申し出ること。
- (4) 契約締結後、本提案における不正・虚偽記載等が認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。